

省エネルギー小委員会 中間取りまとめ（案）

～省エネポテンシャルの開拓に向けて～

平成28年12月26日

総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会

省エネルギー小委員会

目次

はじめに（中間取りまとめの位置付け）	1
1. 検討の背景	2
2. これまでの取組（産業トップランナー制度等の着実な推進）	5
① 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）	5
② 事業者クラス分け評価制度（S A B C評価制度）	6
3. 省エネポテンシャルの開拓に向けて	7
(1) 事業者の枠を超えた省エネの促進	8
① 業界・サプライチェーン単位での省エネ取組	8
② グループ会社単位での省エネ取組	9
(2) サードパーティを活用した省エネの掘り起こしと深掘り	10
① Z E Hビルダー	11
② エネマネ事業者（E S C Oを含む）	12
③ 家電量販店等	12
④ 省エネルギー相談地域プラットフォーム	13
⑤ エネルギー小売事業者	13
⑥ 荷主	13
おわりに	15
（参考1）省エネルギー小委員会 これまでの審議開催状況	16
（参考2）省エネルギー小委員会 委員名簿	17

1 はじめに（中間取りまとめの位置付け）

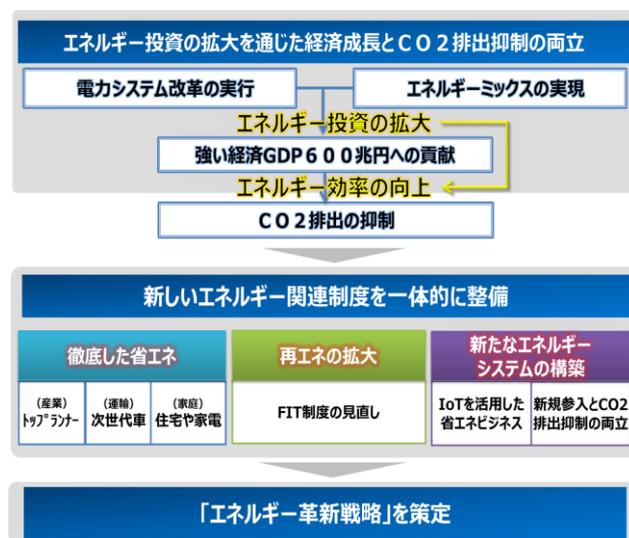
2 資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題
3 に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければならない。こうした
4 エネルギー基本計画の考え方を踏まえ、2015年7月に策定された長期エネルギー
5 需給見通し（以下、「エネルギーミックス」という。）においては、石油危機
6 後並のエネルギー効率改善（GDP当たりのエネルギー効率を35%程度改善）
7 を実現し、2030年度に原油換算で5,030万k1程度の省エネを達成するという
8 野心的な目標が示された。

9 このエネルギーミックスの実現を図るため、「技術の革新」「プレーヤーの革
10 新」「仕組みの革新」を新たな視点としての確に捉えつつ、省エネ、再エネを
11 はじめとする関連制度を一体的に整備する「エネルギー革新戦略」が2016年
12 4月に策定された。

13 「エネルギー革新戦略」では、省エネをさらに徹底するため、産業・業務部
14 門に関しては産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の流通・サービス
15 業への拡大や中小企業に対する支援強化、家庭部門については住宅等のゼロ・
16 エネルギー化や機器トップランナー制度の拡充、さらに運輸部門については次
17 世代自動車の普及等を重要施策として掲げている。また、新たなアプローチと
18 して、成長戦略との一体化を念頭に、原単位（単位活動量当たりのエネルギー
19 消費）ベースの省エネの重視、企業間の相互関連の深化を踏まえた連携省エネ
20 の推進、民間の省エネ支援事業者の活用促進について、具体策の検討を本小
21 委員会に委ねた。

22 この方針を受け、本小委員会において、エネルギーの使用の合理化等に関す
23 る法律（以下、「省エネ法」という。）の規制と省エネ補助金等の支援措置の両
24 面から制度的対応について検討を進め、ここに中間取りまとめを策定した。

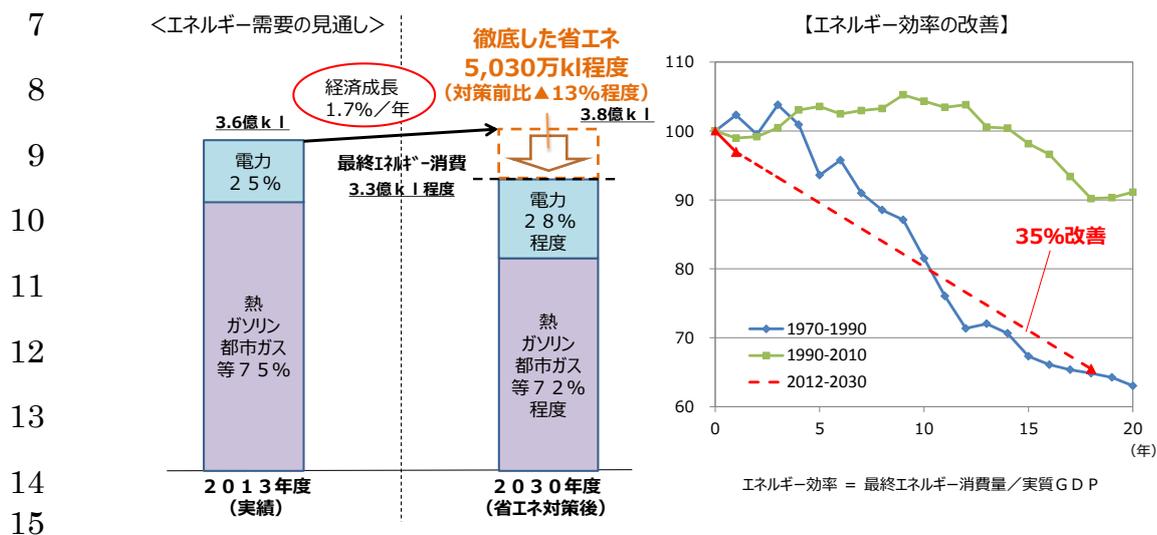
25 <図1> エネルギー革新戦略



1 1. 検討の背景

2 エネルギーミックスで掲げられた省エネ目標（2030年度に最終エネルギー消
 3 費で原油換算 5,030 万 kI 程度の省エネ）を達成するためには、徹底した省エ
 4 ネの推進により、石油危機後並みのエネルギー効率の改善（GDP 当たりのエ
 5 ネルギー効率の 35%程度改善）が必要である。

6 <図 2> エネルギー需要の見通しとエネルギー効率の改善



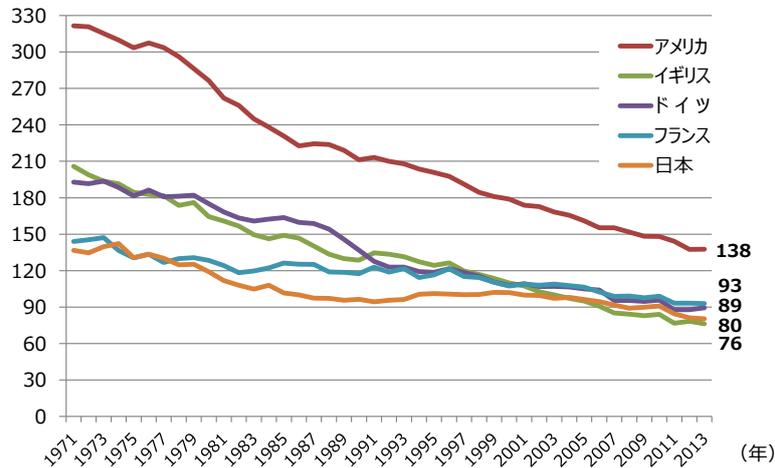
16 <図 3> 各部門における主な省エネ対策

<p>17 産業部門 <▲1,042万kI程度></p> <p>18 > 主要 4 業種（鉄鋼、化学、セメント、紙・パルプ） ⇒ 低炭素社会実行計画の推進</p> <p>19 > 工場のエネルギー・マネジメントの徹底 ⇒ 製造ラインの見える化を通じたエネルギー効率の改善</p> <p>20 > 革新的技術の開発・導入</p> <p>21 > 業種横断的に高効率設備を導入 ⇒ 低炭素工業炉、高性能ボイラ、コージェネレーション 等</p>	<p>業務部門 <▲1,226万kI程度></p> <p>> 建築物の省エネ化 ⇒ 新築建築物に対する省エネ基準適合義務化</p> <p>> LED照明・有機ELの導入 ⇒ LED等高効率照明の普及</p> <p>> BEMSによる見える化・エネルギー・マネジメント ⇒ 約半数の建築物に導入</p> <p>> 国民運動の推進</p>
<p>22 運輸部門 <▲1,607万kI程度></p> <p>23 > 次世代自動車の普及、燃費改善 ⇒ 2台に1台が次世代自動車に ⇒ 燃料電池自動車：年間販売最大10万台以上</p> <p>24 > 交通流対策・自動運転の実現</p>	<p>家庭部門 <▲1,160万kI程度></p> <p>> 住宅の省エネ化 ⇒ 新築住宅に対する省エネ基準適合義務化</p> <p>> LED照明・有機ELの導入 ⇒ LED等高効率照明の普及</p> <p>> HEMSによる見える化・エネルギー・マネジメント ⇒ 全世帯に導入</p> <p>> 国民運動の推進</p>

我が国のエネルギー効率は世界最高水準である一方で、1990年代以降は改善のペースは鈍化しており、なお一層の省エネ取組が不可欠である。

<図4> 一次エネルギー消費の対実質GDP比率

(石油換算トン/百万米ドル)

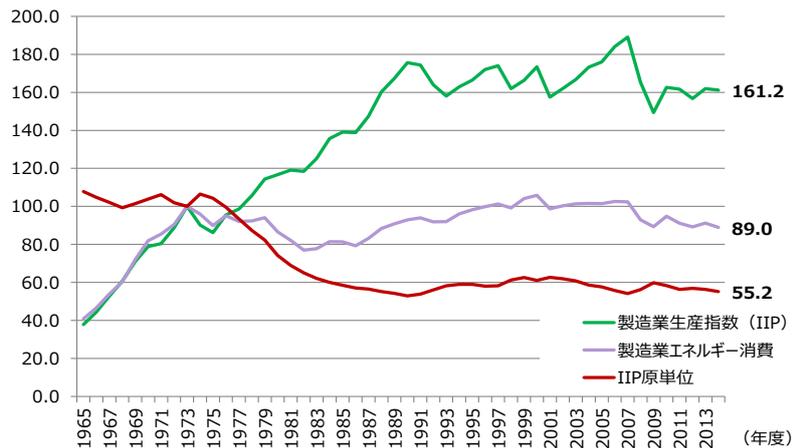


出典：日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」

特に、我が国の最終エネルギー消費の4割以上を占める製造業において、エネルギー効率（原単位）の改善のペースは鈍化しており、1990年以降は停滞傾向にある。

<図5> 製造業のエネルギー消費量と原単位の推移

(1973年度=100)

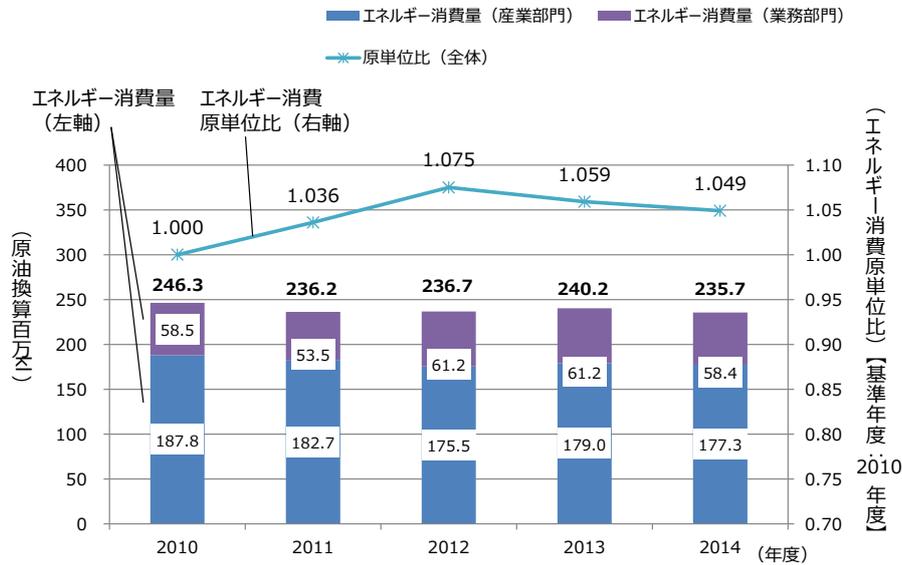


出典：日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」

エネルギー消費ベースで、製造業が3/4を占める省エネ法の特定事業者（エネルギーの年度の使用量が1,500k1以上であり、省エネを特に推進する必要がある者として経済産業大臣から指定を受けた事業者）についても、約3割の事業者の原単位の改善率は省エネ法が目標としている年1%を下回るか悪

1 化しており、エネルギーミックスの目標達成に向けては、各事業者になお一層
 2 の努力を促すと同時に、「エネルギー革新戦略」が示した事業者間の連携によ
 3 る省エネの促進など、新たな手段の活用も積極的に検討する必要がある。

4 <図6> エネルギー生産性改善の状況（省エネ法の特定事業者）

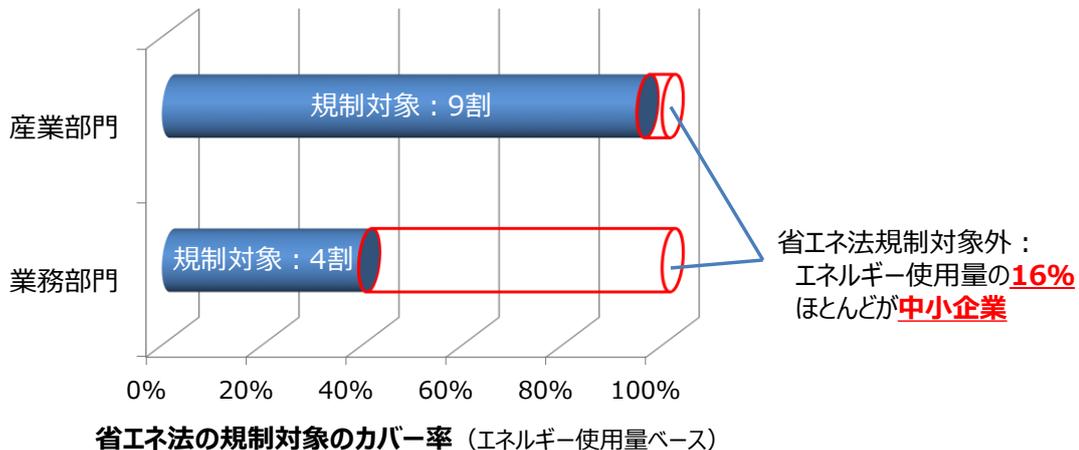


5 注) 電気業における発電用燃料、自家発電用の燃料及び副生エネルギーの販売量を含まない。

6 出典：平成27年度工場等及び荷主の判断基準遵守状況等分析調査

7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16 また、製造業が中心である産業部門以外の各部門についてもエネルギーミッ
 17 クスは大幅な省エネを求めているが、これらの部門については省エネ法の直接
 18 的な規制が産業部門ほどには及んでおらず、さらなる省エネを実現するため
 19 は、各部門のエネルギー使用者の努力に加えて、その使用者に働きかけること
 20 ができる者（サードパーティ）に対するインセンティブの付与等を通じた省エ
 21 ネの深掘りが特に有効である。また、省エネ支援事業者の専門的知識は、「エ
 22 ネルギー革新戦略」が重視した I o T 等の革新技術の積極的な活用にも繋がり、
 23 製造業、非製造業を問わず、省エネのさらなる深化への貢献が期待できる。

24 <図7> 省エネ法による規制の範囲について



2. これまでの取組（産業トップランナー制度等の着実な推進）

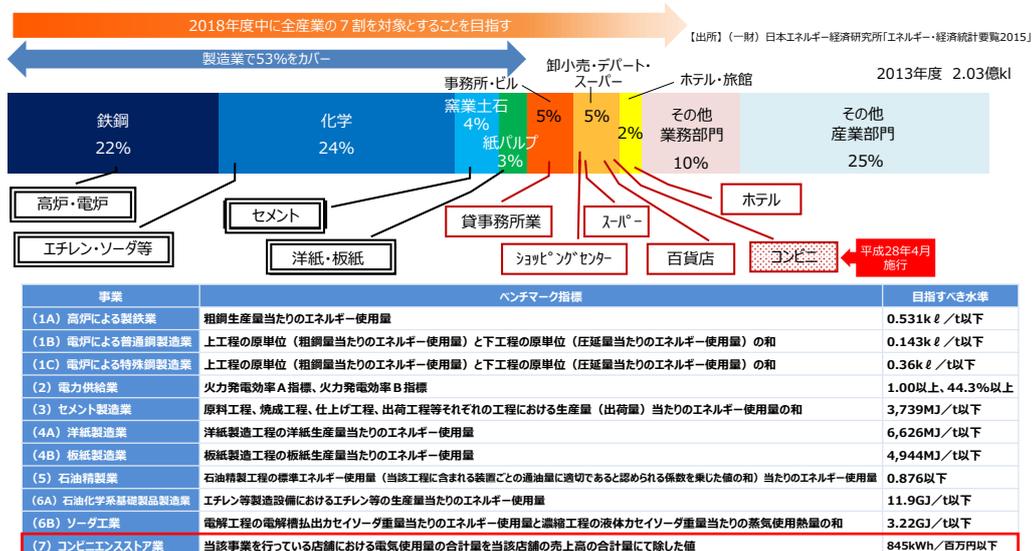
我が国の省エネ政策は、省エネ法による各部門に対する規制と省エネ補助金等による支援策を両輪として進められてきた。省エネ法は事業者に対して、「判断基準」に示された取組の実施と、エネルギー消費原単位の低減に関する目標の達成に向けた努力を促すものであり、事業者の取組を後押しする支援策との連携により、我が国の省エネに貢献してきた。

国は、省エネ法が事業者の自主的な取組を一層促す観点から、より実効性の高い規制となるよう、これまでも必要に応じて制度の改善に努めてきたが、最近では特に、①産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）、②事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）、の二点について重点的に見直しが進められている。

① 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）

2008年に導入された産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）では、「判断基準」の目標として、従来の「エネルギー消費原単位の年平均1%以上低減」に加え、業界ごとの状況を考慮した新たな指標を設定し、事業者が業界における客観的な位置付けに基づいた取組を促すこととした。産業トップランナー制度は、これまで製造業を中心に導入が進められており、製造業のエネルギー消費量の約8割をカバーしている。今後は、「日本再興戦略2016」（2016年6月閣議決定）に示された、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大するとの方針に沿って、流通・サービス業への拡大が期待される。具体的には、2016年4月に導入されたコンビニエンスストア業に続き、2016年度においては、ホテル、スーパー、百貨店、貸事務所、ショッピングセンターへの導入が、本小委員会の下に設置されている「工場等判断基準ワーキンググループ」において検討されている。

<図8> 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）



② 事業者クラス分け評価制度（S A B C評価制度）

2016年度から開始された事業者クラス分け評価制度（S A B C評価制度）は、優良事業者と停滞事業者を中心に、事業者全体の省エネ取組に対する意欲を向上させることを目的としている。2016年度は12,412事業者のうち、7,775事業者をSクラスと位置付け、経済産業省HPで公表した。今後は、優良事業者の選定基準を見直し、事業者の称揚をより効果的に実施するとともに、支援制度と連携させることにより、事業者の自主的な省エネ取組をさらに促進すべきである。また、停滞事業者については、2016年度は5月末に1,207事業者に対して注意喚起文書を送付するとともに、約500事業所に対して現地調査を実施している。これらの事業者については、省エネの進まない現状や理由を国としてもより詳細に把握・分析し、事業者の実情を踏まえた支援を強化するとともに、必要があれば省エネ法に基づく追加的な措置も検討することによって、本制度が事業者の省エネ取組を一層促進する制度となることが期待される。

なお、事業者の自主的な省エネ取組を促すためには、省エネ取組の水準を業界内・地域内等で自己診断できるようにすることも肝要である。そのため、各企業から提出された定期報告データを業種・規模・地域等の観点から整理して公表するなど、省エネ関連データのオープン化を通じて、事業者による自主的な省エネ取組を促進するための検討を引き続き進めることも期待される。

<図9> 事業者クラス分け評価制度

Sクラス 省エネが優良な事業者 7,775社 (62.6%) ※1	Aクラス 一般的な事業者 3,430社 (27.7%) ※1	Bクラス 省エネが停滞している事業者 1,207社 (9.7%) ※1	Cクラス 注意を要する事業者
【水準】 ※2 ①努力目標達成 または、 ※3 ②ベンチマーク目標達成	【水準】 SクラスにもBクラスにも該当しない事業者	【水準】 ※2 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加	【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分
【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。	【対応】 特段なし。	【対応】 注意文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。	【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 平成27年度定期報告（平成26年度実績）総事業者数12,412社より算出

※2 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※3 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

1 <図 10> Sクラス及びBクラス事業者への対応

2 **Sクラス事業者の公表**

3 Sクラスの事業者を業種別に公表し、達成年度を★で表示。

4

標準産業分類 中分類	特定事業者 番号	主たる事業所 の所在地	事業者等名	過去の省エネ評価					省エネ 評価	ベンチマーク 達成分野
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
〇〇業	0000000	△△県	A事業者	★	★	★	★	★	〇〇〇〇業	
〇〇業	0000000	△△県	B事業者	★	★	★	★	★	-	
〇〇業	0000000	△△県	C事業者	-	★	★	★	★	〇〇〇〇業	
〇〇業	0000000	△△県	D事業者	-	-	-	★	★	〇〇〇〇業	
〇〇業	0000000	△△県	E事業者	★	★	★	★	-	-	
〇〇業	0000000	△△県	F事業者	★	★	★	★	-	-	

5

6 Sクラス達成を★表示。Aクラス以下は表示なし。

7 ベンチマーク目標を達成している場合に記載。

8

9

10 **Bクラス事業者への働きかけ**

11 ●注意文書はすべてのBクラス事業者へ送付。

12 ●現地調査、立入検査の結果、判断基準遵守状況が不十分と判断された場合、Cクラスとして指導。

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

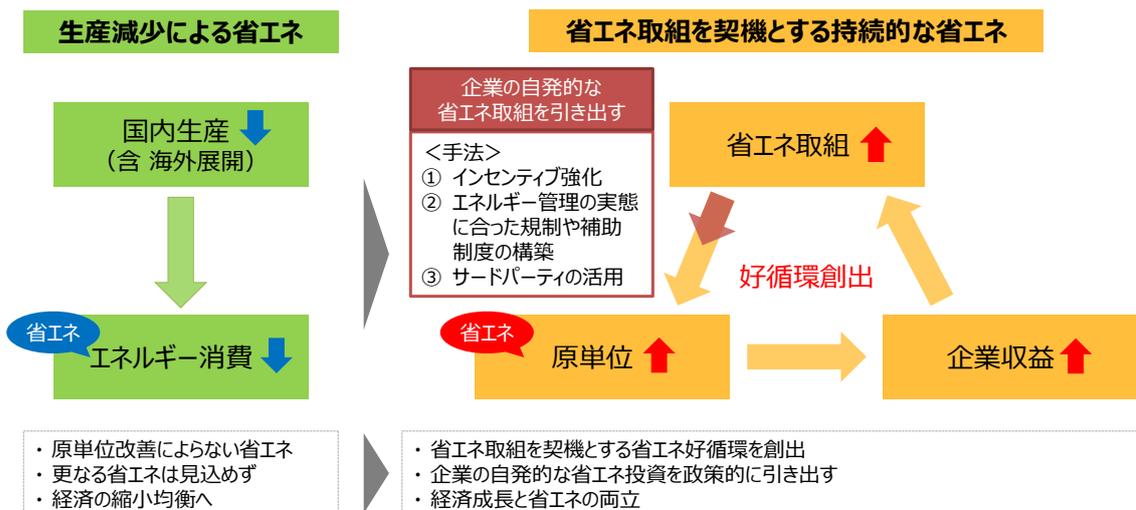
29

30

3. 省エネポテンシャルの開拓に向けて

産業・業務・家庭・運輸の各部門において、今後さらなる省エネの深掘りを実現するためには、「エネルギー革新戦略」の考え方を踏まえ、事業者による自主的な省エネ投資を通じてエネルギー消費原単位が改善され、それが競争力の強化・収益拡大につながることで、さらなる省エネ投資が実現する好循環の創出を目指すべきである。好循環の創出のためには、省エネ取組について事業者からより一層の創意工夫を引き出すことが求められるが、その際、縮小均衡の省エネではなく、成長と両立する省エネを積極的に推進する方向で、省エネ法や支援策のあり方について検討すべきである。

<図 11> 省エネ取組を契機とする持続的な省エネの好循環の創出



また、中小企業が大半を占める非特定事業者や家庭等の直接の規制が難しい部門については、これらの主体に直接働きかけることのできる者（サードパーティ

1 イ) のビジネスを活用した省エネの推進についても新たに検討すべきである。
2 こうしたアプローチは省エネビジネスの創出・拡大にも寄与し、「エネルギー
3 革新戦略」の考え方にも合致する。

4 このような観点から、本小委員会では、(1)事業者の枠を超えた省エネの促進、
5 (2)サードパーティを活用した省エネの掘り起こしと深掘り、の二点に特に着目
6 して検討を行った。

7 8 (1) 事業者の枠を超えた省エネの促進

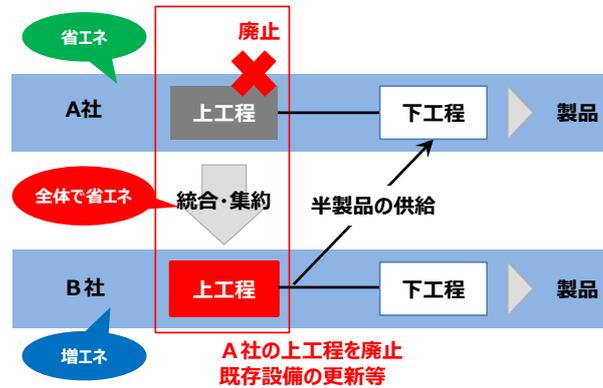
9 省エネの取組が、個々の事業者の枠を越え、業界、サプライチェーン、グ
10 ループ単位等の複数事業者が連携した取組に拡大している。今後 I o T 等を
11 活用した新しい生産・流通プロセスの導入が進展することで、複数事業者の
12 連携はさらに活発となることが予想される。

13 ① 業界・サプライチェーン単位での省エネ取組

14 複数事業者の連携した省エネ取組の例として、複数の事業者（メーカ
15 ー）が協力し、工程の一部を特定の事業者に集約することで、全体の生
16 産性を向上させ、全体として省エネを実現する事例がある。また、個々の
17 事業者では小規模にとどまるエネルギー需要を調整者が複数の事業者
18 について束ね、大型で高効率なコージェネレーションシステムを導入す
19 る事例や、これまで個々の事業者ごとに行っていた貨物輸配送を共同で
20 行う事例など、複数事業者が連携した省エネ取組には様々なケースが想
21 定されるが、事業者単独では実現できない省エネポテンシャルを引き出
22 すことに繋がる。さらに、「工場等判断基準ワーキンググループ」におい
23 ては、業界で標準化が進められているモデルベース開発や射出成形機の
24 データ連携について「中長期計画の作成のための指針」への位置付けが
25 検討されているが、このような取組を通じて、業界単位の省エネが促進
26 されることも期待される。

27 エネルギーミックスの野心的な目標に挑戦するに当たり、個々の事業
28 者としての省エネ努力に加えて、このような複数事業者が連携した省エ
29 ネ取組を新たな省エネの手法として国としても積極的に推進すべきであ
30 り、このため、個々の事業者ごとの省エネ努力に着目し、原単位の取り
31 方によってはこのような取組を適切に評価できていない現行の省エネ法
32 や支援策について、必要な見直しを検討されるべきである。なおその際、
33 事業者の連携として認められるべき範囲や条件については、連携の強さ
34 等を踏まえた検討が必要である。

1 <図 12> 工程の一部集約による省エネ



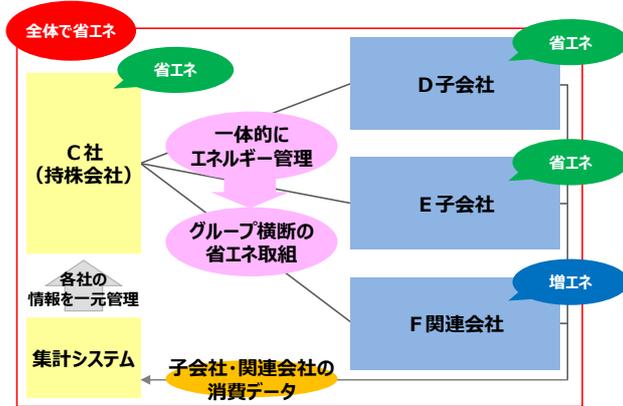
11 <原単位の計算例>

		エネルギー使用量		製品生産量	原単位 [kl/個]	
		上工程	下工程			
A社	工程集約前	100kl	150kl	200個	250kl/200個	← 原単位改善
	工程集約後	0kl	150kl		150kl/200個	
B社	工程集約前	150kl	300kl	400個	450kl/400個	← 原単位悪化
	工程集約後	200kl	300kl		500kl/400個	
合計	工程集約前	250kl	450kl	600個	700kl/600個	← 原単位改善
	工程集約後	200kl	450kl		650kl/600個	

13 ② グループ会社単位での省エネ取組

14 企業経営が多様化する中、例えば、持株会社傘下のグループ会社全体で
 15 一体的にエネルギー管理を行う事業者も存在する。このようなエネルギー
 16 管理は、省エネ法が求める個々の事業者ごとのエネルギー管理の枠を
 17 超え、さらなる省エネ取組に繋がることを期待される。2008年の省エネ
 18 法改正においては、省エネ取組が工場や事業場の単位を越えて行われて
 19 いる実態に対応し、個々の工場・事業場単位の規制から事業者単位の規
 20 制に移行しており、このような個々の事業者の枠を越えたグループ単位
 21 の取組についても、実態を踏まえた対応が検討されるべきである。なおそ
 22 の際、一体化が認められるべきグループの条件等については、エネルギー
 23 管理の実態等を踏まえた検討が必要である。

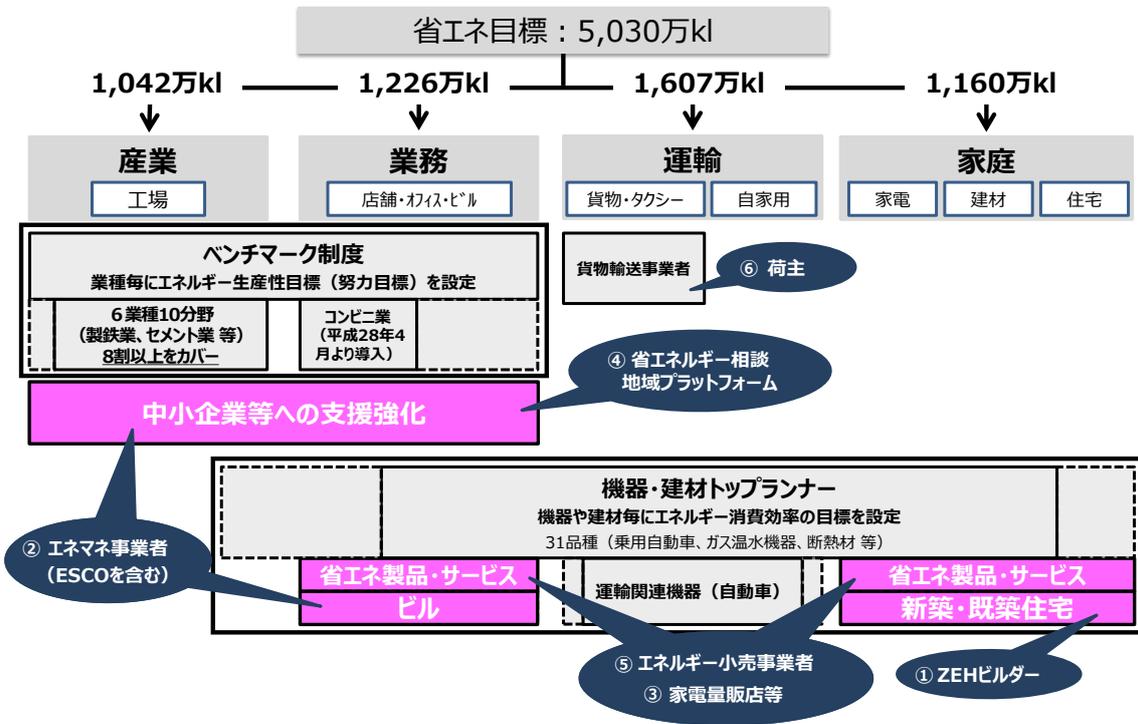
1 <図 13> エネルギー管理の一体化による省エネ



10 (2) サードパーティを活用した省エネの掘り起こしと深掘り

11 実際にエネルギーを消費している当事者の努力だけでなく、その当事者に
 12 働きかけることができる者（サードパーティ）と当事者の連携によって、省
 13 エネ取組の掘り起こしや深掘りができる可能性もある。サードパーティに適
 14 切な動機を与え、省エネ取組が活性化する仕組みづくりを検討すべきである。

15 <図 14> サードパーティの活用が期待される分野



1 ① ZEHビルダー

2 サードパーティの活用が成果を挙げつつある施策の事例として、ZEH
3 H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及施策が挙げられる。国
4 は、「日本再興戦略 2016」において、2020年までに標準的な新築住宅で、
5 2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指すこととしており、
6 その自律的普及を図るために建築主（消費者）を対象とする補助制度を
7 設けているが、ZEH普及の基盤として、ZEHの建築を消費者に働き
8 かけるハウスメーカーや工務店、設計事務所が全国で増加する必要がある。
9 国は、これらハウスメーカー等をサードパーティと捉え、ZEHの
10 販売目標や販売実績を公表して積極的に取り組むハウスメーカー等を
11 「ZEHビルダー」と位置付け、その活用を補助金交付の要件とすること
12 ことで、ハウスメーカー等の取組を促し、ZEHの普及に繋げようとして
13 いる。実際、2016年12月の時点で、ZEHビルダーは既に約4,000事業
14 業者に達し、ZEHの普及に必要な体制が整いつつある。ZEHビルダー
15 制度の成果を踏まえ、今後は、2020年までに実現し、2030年には新築
16 ビルの標準とすることを目指すZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）
17 や省エネリフォーム（断熱改修）の普及に向けても、サードパーティ
18 の活用の可能性を検討すべきであり、特に、ZEBについては「ZEB
19 Bロードマップ フォロアアップ委員会」での具体的な議論が期待される。

20 なお、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への
21 適合を義務化することを目指した取組の第一歩として、2015年7月に
22 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下、「建築物省
23 エネ法」という。）が制定・交付された。同法においては、大規模非住宅
24 建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置と、省エネ基準に適合してい
25 る旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率の特例の誘導措
26 置を一体的に講じることとされている。誘導措置については2016年4月
27 より施行され、全ての建築物の新築又は増改築等を対象として、一定の
28 誘導基準に適合している場合、容積率の特例等を受けることができるこ
29 ととなった。また、規制措置については、本小委員会の下に設置された
30 「建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ」*において運用
31 に必要となる基準等の審議が行われており、審議結果を踏まえ、2017年
32 4月より、一定規模以上の非住宅建築物の新築・増改築を対象として、
33 省エネ基準への適合が義務化されることとなる。なお併せて、2020年度
34 を目標年度とする新たな基準値（一次エネルギー消費量を基準から15%
35 削減）が定められた住宅トップランナー制度は省エネ法から建築物省エ
36 ネ法へ移行する。

37 ※国交省が設置する「省エネルギー判断基準等小委員会」と合同で検討
38 を実施。

39 ZEHやZEBといった先端的取組と合わせ、住宅・建築物に対する

1 省エネ基準適合義務化等が一体的に推進されることで、住宅・建築物の
2 省エネ性能の向上が図られることが期待される。

4 ② エネマネ事業者（ESCOを含む）

5 いわゆる「省エネ補助金」（エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
6 （平成28年度当初予算）等）において、EMS（エネルギーマネジメン
7 トシステム）を導入し、エネルギー管理支援サービスによって他の事業
8 者の工場等の省エネ対策等を支援する者をエネルギーマネジメント事業
9 者（エネマネ事業者）として位置付け、エネマネ事業者を活用する事業
10 については、活用しない事業と比べて補助率を優遇している。このよう
11 なインセンティブを与えることで、エネマネ事業者による工場等への働
12 きかけを後押しし、省エネ取組の掘り起こしや深掘りに繋がる。また、
13 エネマネ事業者による省エネ診断等のエネルギー管理支援サービスは、
14 工場等が単独で取り組むよりも省エネ効果が期待されることから、省エ
15 ネ補助金においては引き続きエネマネ事業者をサードパーティとして効
16 果的に活用することが期待される。

17 なお、エネマネ事業者には各々に専門性があるため、事業者によっ
18 ては複数のエネマネ事業者を活用する場合がある。このような事業者の省
19 エネを深掘りするために、エネマネ事業者間でエネルギー関連データの
20 共有等が有効であると考えられるため、今後、複数のエネマネ事業者の
21 連携等の必要な対応が検討されるべきである。

22 また、国は、平成23年から3年間実施した補助事業を活用して、BEMS
23 を導入した約6,000事業者から収集した属性や電力使用状況に関する
24 BEMSデータを2016年3月より公表している（2016年12月よりHP
25 上にも公表）。今後は、データ収集範囲を拡大するなど、関連データの
26 データベース化やオープン化を通じて、エネマネ事業者等の省エネビジ
27 ネスの進展に繋がるよう、さらに有益なデータベースとして整備を進め
28 ていくことも期待される。

30 ③ 家電量販店等

31 省エネ法の直接的な規制の対象となっていない家庭等については、主
32 に省エネ法の機器トップランナー制度によってメーカー等に家電等の機
33 器や建材の省エネ性能の向上を求めることで間接的に省エネを促進して
34 きた。例えば、照明については、「日本再興戦略2016」の方針に沿って、
35 2016年12月に白熱灯等を含めた新たな基準案が、本小委員会の下に設
36 置された「照明器具等判断基準ワーキンググループ」で取りまとめられ
37 たところである。

38 併せて、今後、家庭等においてさらなる省エネの深掘りを実現するた

1 めには、家電量販店等（EC事業者を含む）のサードパーティによる適
2 切な情報提供等を通じて、消費者の省エネ行動（省エネ性能の高い家電
3 製品への買い替えや省エネモードの活用等）を促すことも有効である。
4 なおその際、表示の活用については小売事業者表示制度をより市場の実
5 態に即した形に見直す検討を進めるべきである。
6

7 ④ 省エネルギー相談地域プラットフォーム

8 全国 19 箇所に設置されている省エネルギー相談地域プラットフォーム
9 は、中小企業等の省エネを支援する事業者が地域の専門家（商工会議
10 所や自治体、コンサル及び金融機関等）と協力して作る省エネ支援の連
11 携体として、省エネ診断から診断後のフォローアップまで中小企業等の
12 省エネ取組を総合的に支援しており、国はそれらを中小企業等に直接ア
13 プローチできるサードパーティと捉えて立ち上げ等を支援している。今
14 後は「日本再興戦略 2016」の方針を踏まえ、省エネルギー相談地域プラ
15 ットフォームが着実に拡大されるとともに、自治体の省エネ支援体制と
16 も協力しつつ、中小企業等の省エネ取組推進窓口の全国展開について検
17 討が進むことが期待される。
18

19 ⑤ エネルギー小売事業者

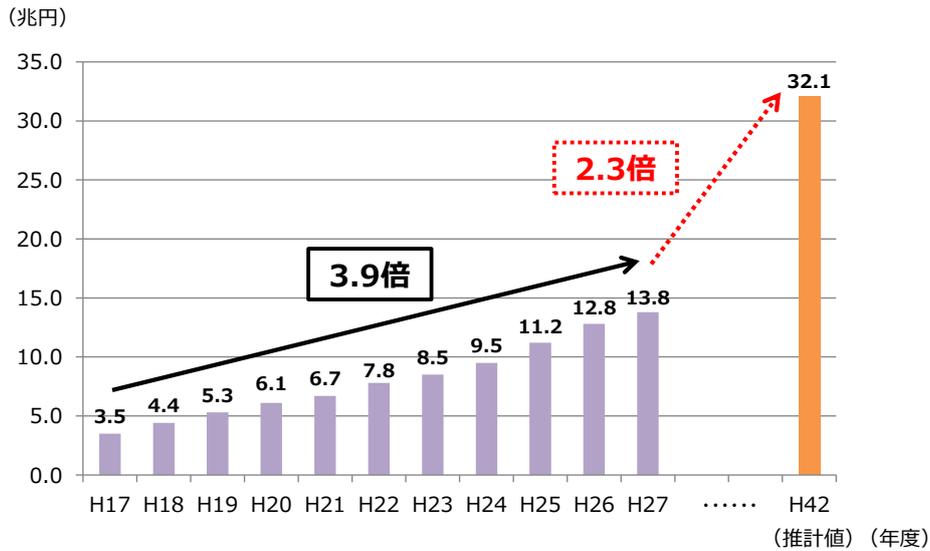
20 エネルギーの小売全面自由化の中で、多様な製品・サービスが登場し、
21 需要家のエネルギーの使い方は大きく変化すると考えられる。そこで、
22 需要家と直接の接点を持ち、省エネ法で情報提供の努力義務が求められ
23 ているエネルギー小売事業者をサードパーティと捉え、需要家の省エネ
24 に死する情報提供等のあり方に関する検討が「エネルギー小売事業者の
25 省エネガイドライン検討会」で行われている。効果的な情報提供やサー
26 ビスの展開を通じて、自由化環境下においても需要家が適切に省エネに
27 取り組める環境整備が進むことが期待される。
28

29 ⑥ 荷主

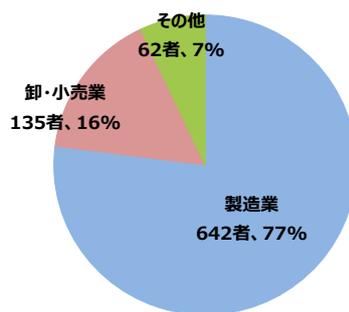
30 2015 年の省エネ法改正で運輸部門が新たに省エネ法の規制対象とな
31 った際、貨物運送事業者とともに荷主も対象となった。荷主自身は輸送
32 に関してエネルギーを消費しないが、貨物輸送事業者に発注する立場で
33 あり、輸送に関わるサードパーティである。実際、省エネ法では、「判断
34 基準」において、貨物輸送事業者との連携等による省エネ努力を求めて
35 いる。近年、E コマース等の発展に伴い、運輸部門のエネルギー消費の
36 構造には変化が見られ、小口輸送・再配達増加により、エネルギー消
37 費の増大が懸念されるところである。荷主と貨物輸送事業者の連携によ
38 る省エネを求めてきた省エネ法の趣旨からすれば、省エネ法においてこ

1 れら新たな分野についても、例えば、国交省の「宅配の再配達削減に
 2 向けた受取方法の多様化の促進等に関する検討会」で検討された受け取
 3 り方法の多様化や消費者に対する働きかけを含め、関係省庁とも協力し
 4 ながら必要な取組を促進すべきである。なおその際、現行の省エネ法の
 5 特定荷主の約8割は製造業であり、貨物の所有権を前提として運用され
 6 ている省エネ法の荷主の定義では捕捉できない「荷主」が存在すること
 7 にも留意して、必要な対応が検討されるべきである。

8 <図 15> BtoC EC市場の成長予測



17 <図 16> 特定荷主の構成比（平成 26 年度実績）



出典：資源エネルギー庁「平成27年度省エネ法における荷主の判断基準遵守状況等分析調査」

1 おわりに

2 冒頭で述べたように、我が国は省エネについて野心的な目標を掲げている。
3 今後、達成に向けてあらゆる努力が求められるが、その際、省エネ政策につい
4 ては、これまでの対応に加え、これまでになかった新しいアプローチが必要である。

5 本小委員会では、今回、新たなアプローチとして「事業者の連携による省エ
6 ネ」と「サードパーティの活用による省エネ」について特に重点的に検討し、
7 提言をとりまとめた。

8 今後は国において、法制度や予算面等で必要な措置を講じ、具体的な政策と
9 して実行に移し、省エネの成果に繋げることを強く期待する。

(参考1) 省エネルギー小委員会 これまでの審議開催状況

第17回 平成28年6月21日 15:00-17:00

- 省エネルギー小委員会とりまとめへの対応状況
- エネルギー革新戦略を踏まえた新たな省エネ政策の方向性

第18回 平成28年8月9日 10:00-12:00

- 省エネ政策の現状と課題
- 省エネルギー技術戦略2016

第19回 平成28年10月6日 15:00-17:00

- 省エネ政策の課題について
事業者プレゼンテーション
 - ・エネルギーマネジメントの取組と活用について（アズビル株式会社より発表）
 - ・工場間一体省エネルギー事業（東京ガス株式会社より発表）
 - ・設備集約による省エネの取組（株式会社神戸製鋼所より発表）
 - ・エネルギー管理の一体化（富士フイルム株式会社より発表）
- 電球類等に関する判断の基準等の策定について
- 平成29年度概算要求

第20回 平成28年11月25日 10:00-12:00

- 複数事業者の連携に関する論点整理
- 省エネ法における荷主に係る措置について
事業者等プレゼンテーション
 - ・宅配の再配達削減に向けた検討について（国土交通省より発表）
 - ・小口輸送効率化の取組について（アスクル株式会社より発表）
 - ・小口輸送の効率化=SAGAWA スマート納品®（佐川急便株式会社より発表）
 - ・小口輸送の効率化に向けて（ヤマト運輸株式会社より発表）
- 省エネルギー小委員会 中間取りまとめ骨子（案）

第21回 平成28年12月26日 15:00-17:00

- 省エネルギー小委員会 中間取りまとめ（案）
- 省エネルギー政策の進捗状況について
- 平成29年度当初予算案
- 省エネ法施行規則の一部見直し（案）について

(参考2) 省エネルギー小委員会 委員名簿

(委員長)

中上 英俊 株式会社住環境計画研究所代表取締役会長、東京工業大学 特任教授

(委員)

天野 晴子 日本女子大学家政学部家政経済学科教授

市川まりこ 財団法人日本消費者協会消費者問題研究室主任消費生活コンサルタント

川瀬 貴晴 千葉大学グランドフェロー

木場 弘子 キャスター、千葉大学客員教授

佐藤 寿美 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会専門委員

塩路 昌宏 京都大学大学院エネルギー科学研究科長 ※第21回から

大聖 泰弘 早稲田大学大学院創造理工学部総合機械工学科教授 ※第19回まで

高村 淑彦 東京電機大学名誉教授 ※第20回まで

田辺 新一 早稲田大学理工学術院創造理工学部教授

豊田 正和 財団法人日本エネルギー経済研究所理事長

飛原 英治 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

松下 明男 東京都環境局地球環境エネルギー部長

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

宮島 香澄 日本テレビ放送網株式会社報道局解説委員

山川 文子 エナジーコンシヤス代表、消費生活アドバイザー